

# [商品概要説明書]



新銀行東京

## 自由金利型定期預金（法人）

平成 30 年 5 月 1 日現在

|   |  |
|---|--|
| 1.商品名                                   | ・自由金利型定期預金（大口定期預金）   |
| 2.対象                                    | ・内国法人  |
| 3.期間                                    | A：1年、3年、5年の期間指定型<br>自動継続（元加継続または利払継続）扱いまたは、自動解約入金となります。<br>B：1カ月以上5年未満の日を満期日とする満期日指定型<br>自動解約入金扱いとなります。<br>自動継続扱いの場合、満期日に前回と同一の期間の商品に自動的に継続します。継続された預金についても同様に継続されます。<br>自動解約入金の場合、満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめご指定の預金口座に入金します。ただし、ご指定の口座に入金できない場合には、満期日以後に支払います。  |
| 4.預入方法<br>(1)預入方法<br>(2)預入金額<br>(3)預入単位 | ・随時預入<br>・一口1,000万円以上100億円未満<br>・1円単位  |
| 5.払戻方法                                  | ・満期日に一括して払い戻しいたします。一部解約はできません。   |
| 6.利息<br>(1)適用金利<br><br>(2)利払方法          | ・預入時の当行所定の利率を適用いたします。継続時には継続日における店頭表示利率を適用します。ただし、本預金の預け入れの際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。<br>・金利につきましては店頭の金利ボードまたは当行ホームページに表示しております。<br>・継続を停止した場合の本預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後に支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。<br>・満期日以後に一括して支払います。中間払利息の支払がございました |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>(3)計算方法</p> <p>(4)課税方法</p> | <p>場合には満期日までの利息から中間払利息の支払額の合計額を差し引きして支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元加式自動継続の場合の利息は継続される定期預金の元金に組み入れられます。</li> <li>・預入期間が2年以上の場合は、中間利払日（預入日から1年毎の応当日）に中間払利息をご指定の普通預金（もしくは決済用預金）へ入金いたします。</li> <li>・中間払利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切り捨て）により計算いたします。</li> <li>・付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算いたします。</li> </ul> <p>満期日までの利息および中間払利息ともに1円未満の端数は切り捨てます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合課税</li> </ul>   |
| <p>7.手数料</p>                  | <p>本商品につきましては、口座維持管理手数料はかかりません。</p>   |
| <p>8.付加できる<br/>特約事項</p>       | <p>なし</p>   |
| <p>9.中途解約時の<br/>取り扱い</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前の解約については以下の中途解約利率で計算した利息とともに払い戻しいたします。（中途解約利率の小数点第4位以下は切り捨て、利息計算によって生じた1円未満の端数は切り捨てます。）</li> </ul> <p>[預入日から1カ月後の応当日前日までの解約]<br/>解約日における普通預金利率</p> <p>[預入日から1カ月後の応当日以降の解約]<br/>次のうちいずれか低い方の利率とします。ただし0%を下限とします。</p> <p>①約定利率×70%</p> <p>②約定利率－ <math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>基準金利とは、解約日にこの預金の元金を当初の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間払利息が支払われている場合にはその支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</li> </ul> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 10.その他参考となる事項        | ・本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。<br>・初回満期日より自動継続扱いにて10年を経過した場合は、解約・新規の手続きにより新定期にお切り替えください。 |
| 11.当行が契約している指定紛争解決機関 | 一般社団法人 全国銀行協会<br>連絡先 全国銀行協会相談室<br>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772                       |